

横大路運動公園の利用料金一覧 (表中の金額の単位＝円)

< 体育館 > (テニス:2面, バスケットボール:2面, バレーボール:2面, ハンドボール:1面, バドミントン:6面, 卓球:18面)

区 分			全 面 利 用				部分利用 (1時間につき)	
			アマチュアスポーツ		そ の 他			
			入場料徴収なし	入場料徴収あり	入場料徴収なし	入場料徴収あり		
平 日	午前	8:00～12:00	21,600	70,970	236,570	332,220	820	
		9:00～12:00	14,400	49,370	165,600	236,570	820	
	午後	13:00～17:00	21,600	70,970	236,570	332,220	820	
		夜間	17:30～21:00	30,850	99,770	332,220	464,910	2,050
	17:30～22:00		40,110	130,620	435,080	609,940	2,050	
	全日	8:00～21:00	8:00～21:00	74,050	241,710	805,360	1,129,350	
			8:00～22:00	83,310	272,560	908,220	1,274,380	
		9:00～21:00	9:00～21:00	66,850	220,110	734,390	1,033,700	
9:00～22:00			76,110	250,960	837,250	1,178,730		
土・日・祝 日	午前	8:00～12:00	28,800	92,570	308,570	410,400	3,600	
		9:00～12:00	18,510	63,770	212,910	298,280	3,600	
	午後	13:00～17:00	28,800	92,570	308,570	410,400	3,600	
		夜間	17:30～21:00	40,110	127,540	426,850	597,590	5,140
	17:30～22:00		52,450	166,620	559,540	783,770	5,140	
	全日	8:00～21:00	8:00～21:00	97,710	312,680	1,043,990	1,418,390	
			8:00～22:00	110,050	351,760	1,176,680	1,604,570	
		9:00～21:00	9:00～21:00	87,420	283,880	948,330	1,306,270	
9:00～22:00			99,760	322,960	1,081,020	1,492,450		

(注)横大路体育館は、平成 27 年 4 月 1 日より、当日予約が可能となります。

< 会議室 >

区 分			併用利用	単独利用
第1・第2	午 前	8:00～12:00	1,330	2,570
	午 後	13:00～17:00	1,330	3,900
	夜 間	17:30～22:00	2,570	5,340
	全 日	8:00～22:00	5,230	11,810
第3・第4	午 前	8:00～12:00	720	1,330
	午 後	13:00～17:00	720	2,050
	夜 間	17:30～22:00	1,330	2,570
	全 日	8:00～22:00	2,770	5,950

### <トレーニングルーム>

施設名	個人利用料
トレーニングルーム	1人1回につき 300 ※

※障害のある方等への料金の免除があります。

### <洋弓場>

区分			全面利用	個人利用 (1時間につき)
平日	午前	8:00~12:00	4,010	
	午後	13:00~17:00	5,760	
	全日	8:00~17:00	9,770	150 ※
土日祝	午前	8:00~12:00	5,140	
	午後	13:00~17:00	7,500	
	全日	8:00~17:00	12,640	200 ※

※障害のある方等への料金の免除があります。

### <野球場・野球場兼運動場>

種別	施設名	面数	施設利用料 (1面1時間につき)	
			平日	土・日・祝日
野球場	硬式野球場	1	2,050	3,390
野球場兼運動場	第1・2・3グラウンド	各1	1,020	2,670

## ※障害のある方等への料金の免除について

### 《対象者》

- ・身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている方
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 2 条第 3 項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている方
- ・戦傷病者特別援護法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・上記対象者の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除いて、身体障害者等 1 人につき介護者は 1 人までです。）

### 《利用方法》

- ・各施設の窓口において、直接上記手帳を提示してください。

### ○付属設備を利用される場合

施設利用料金に加えて、付属設備の利用料金をお支払いただく必要があります。  
付属設備の内容及び料金については、各施設にお問い合わせください。